

YUGOSLAVIA

〔備考〕

外交関係の回復に関する書簡について

ユーゴースラヴィア政府は、ユーゴースラヴィア外務大臣から日本国外務大臣にあてた千九百五十二年一月二十三日付の来簡をもつて、日本国とユーゴースラヴィアとの間の戦争状態をサン・フランシスコで署名された日本国との平和条約の最初の効力発生の日に正式に終了し、両国間ににおける正常な外交関係を回復することに決定した旨並びに千九百二十三年十一月十六日にウィーンで署名された日本国とセルプ・クロアード

ト・スロヴェーナ王国との間の通商航海条約及びその附属議定書が前記の戦争状態の終了の時に実施を再開するものと了解する旨通報してきた。これに対し、日本国政府は、日本国外務大臣からユーゴースラヴィア外務大臣にあてた千九百五十二年一月二十七日付の往簡をもつて、前記の書簡に掲げるユーゴースラヴィア政府の意図を歓迎し、及びその了解を確認する旨回答した。